令和6年3月25日 <問い合わせ先> 住宅局建築指導課 住宅局参事官(建築企画担当)付 代表 03-5253-8111

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する 法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の制定・改正に関する 意見募集の結果について

(うち令和6年3月25日(月)公布の告示案部分)

国土交通省では、令和6年2月1日(木)から3月1日(金)までの期間において、 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の制定・改正に関する意見募集を行い ました。このうち令和6年3月25日(月)公布の告示案部分について寄せられたご 意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたの で、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

※上記の告示案以外の告示案に関する意見募集の結果につきましては、今後、当該 告示の公布に併せて公表する予定です。

〇脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の制定・改正に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

- ※10 の個人・団体から合計 31 件のご意見等をいただきました。
- ※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。
- ※本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。
- 〇脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の制定・ 改正に関するご意見

【建築基準法第 21 条第 1 項に規定する建築物の主要構造部の構造方法を定める件(令和元年国土交通省告示第 193 号)等の一部改正】

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
吊元に丁番がある縦開戸・横開戸は本告示に規定する縦すべり出し窓・横すべり出し窓に	一般に、縦開戸・横開戸は縦すべり出し窓・横す
該当するか。	べり出し窓には該当しません。
複層ガラスについては、トリプルガラスとしても良いか。	トリプルガラスは複層ガラスとは別の仕様であ
	り、告示で規定する複層ガラスには該当しません。
防火設備の仕様について、図示してほしい。	今後マニュアル等で図示することを検討します。

【排煙設備の設置を要しない火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分を定める件(平成 12 年建設省告示第 1436 号)等の一部改正】

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
階数が2以下、延べ面積が500 m²以下で警報設備が設けられている病院等の用途以外の用	貴見の通りです。
途の建築物における一定の基準を満たす部分に関して排煙設備の設置緩和の規定が設け	
られたが、病院等の用途が建築物の一部にある場合は、当該建築物の部分について本規定	
は適用できないか。	
「スプリンクラー設備その他これらに類するもの」には、パッケージ型自動消火設備は含	パッケージ型自動消火設備は本規定において必要
まれるか。	とされる消火性能を有することが確認できていな
	いため、現時点ではこのスプリンクラー設備に該
	当しないものと考えております。
「戸(ふすま、障子その他それらに類するものを除く)」における「その他それらに類する	貴見の通りです。
もの」は、令第 112 条第 13 項と同様、ふすまや障子のほか、普通板ガラス、厚さ 3 mm 程	
度の合板等で造られたものも含む、という解釈でよいか。	
「準耐火構造の間仕切壁」は、防火区画同様にスラブまで達する必要があるか。	貴見の通りです。
「天井の高さが3メートル以上である場合」とあるが、天井面が一定レベルでない場合は	床から天井までの高さが一番低い部分における当
天井の高さの平均で判断して良いか。	該床から天井までの垂直距離となります。
警報設備の設置やスプリンクラー設備等を設ける場合について、当該設備の設置範囲は最	建築物の部分に対して設置を求めている規定につ
低限、規定を適用する部分のみに設置されていれば良いか。	いては、貴見の通りです。

【建築基準法第 27 条第 1 項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件(平成 27 年国土交通省告示第 255 号)等の一部改正】

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
スプリンクラー設備及び警報設備の感知器の設置緩和について、これは消防法施行令第32	消防部局及び特定行政庁において支障がないと判
条の規定に基づき、スプリンクラー設備等や感知器を不要と定める部分等においては、設	断した場合においては、貴見の通りです。
置を要しないということか。	